

政令第 号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する

政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条並びに第二十条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の四条を加える。

（手数料の額等）

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
- 二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのもの

に限る。第九条第三項において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額

三 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。第九条第三項において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写したものの交付をする場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百九十円）を加えた額

2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用等による届出又は請求の方法）

第九条 電子情報処理組織を使用して法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項

の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、法第二条第七項の入出力装置（届出等をしようとする者の使用に係るものであって、主務大臣が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

2 前項に規定する入力は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、法第五条第二項の規定による届出にあっては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ届け出た者が行わなければならない。

3 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下この項及び第十一条において同じ。）により届出等をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあっては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（電子情報処理組織を使用した通知の方法）

第十条 主務大臣は、電子情報処理組織を使用して法第六条第四項又は第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知（以下この条において単に「通知」という。）を行う

ときは、法第二条第七項の入出力装置（当該主務大臣の使用に係るものに限る。）から入力して法第六条第一項又は第八項の請求をした者の使用に係る法第二条第七項の入出力装置（当該主務大臣が定める技術的基準に適合するものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

2 主務大臣は、電子情報処理組織を使用して通知を行うことにつき、あらかじめ、その相手方の同意を得なければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第十一条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

#### 附 則

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

## 理由

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく開示の実施に係る手数料の額等、電子情報処理組織の使用等による届出又は請求の方法等を定める必要があるからである。